

上尾市公文書管理条例(案)に関する市民コメント結果

上尾市市民コメント制度要綱に基づき、上尾市公文書管理条例(案)の市民コメントを実施したことから、以下の通り結果を公表いたします。

○実施期間:令和 5(2023)年 12 月 6 日(水)~令和 6(2024)年 1 月 5 日(金)

○対象者:市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者

○実施方法:条例(案)・意見書を公共施設へ設置するほか、市ホームページに掲載

○設置場所:総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館

○実施結果:提出者数 1名 意見件数 3件

No.	関係条項	御意見の概要	御意見に対する市の考え方
1	全般	公文書管理条例を単に制定するだけでなく、その制定した事実とその意義を広く周知する必要があるのではないか。	条例が施行される際には、市のホームページ等を通じて改めて制度の概要を周知させていただきます。
2	第2条	どのような文書が歴史公文書に該当するか、分かり易く周知する必要があるのではないか。	同上
3	第2条	市政を検証するために後世に残すべき重要な文書であるかどうかを、どうやって判断していくのか。	歴史公文書の定義をより明確にするため、規則において判断基準を定めることを明記します。